

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名での処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行っています

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります

別に長期収載品について、医療法上の必要性があると認められない場合に、患者さまの希望により先発医薬品（長期収載品）を希望した場合は、選定療養費として自己負担となります

ご不明な点などがありましたら薬剤師までご相談ください

※一般名処方とは薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです

北アルプス医療センターあづみ病院

2025年5月